

I 概 要

1 設立年月日

平成3年7月6日（新潟県教育委員会設立許可）

2 基本財産

9億円（全額新潟市出捐～設立時5億円、平成5年5億円増額、令和元年1億円取崩）

3 目的及び事業

新潟市民の芸術文化及び歴史文化の振興を図り、もって、自主的自発的な市民文化の創造に寄与することを目的とする。

上記目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化的な環境の充実及び文化活動の活性化事業
- (2) 芸術文化の創造・発信、振興及び普及
- (3) 歴史文化の振興及び情報収集・提供並びに調査研究
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4 事務所

新潟市中央区学校町通1番町12番地 市役所前ビル7階

（令和7年7月1日 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1から移転）

5 評議員

10名

※「Ⅷ 評議員・役員名簿」参照

6 役員

- (1) 理事 11名

- ・理事長（代表理事） 1名
- ・専務理事（代表理事） 1名
- ・常務理事（業務執行理事） 4名

- (2) 監事 2名

※「Ⅷ 評議員・役員名簿」参照

7 あゆみ

平成 3 年 7 月 6 日	新潟市より基本財産として 5 億円の出捐を受け設立。
平成 5 年 4 月 9 日	新潟市より基本財産として 5 億円の増額出捐を受け、合計 10 億円で事業の充実を図る。
平成 5 年 5 月 1 日	旧新潟市役所本庁舎跡地の N E X T 2 1 ビル 6 階に「新潟市民プラザ」オープン。その管理を受託。
平成 9 年 4 月 1 日	(仮称) 新潟市民文化会館の開館準備事務を受託。
平成 10 年 4 月 1 日	「新潟市民芸術文化会館」の開館準備及び管理を受託。「新潟市音楽文化会館」の管理を受託。
平成 10 年 10 月 22 日	「新潟市民芸術文化会館」オープン。
平成 13 年 4 月 1 日	(仮称) 新潟市郷土歴史博物館の開館準備事務を受託。
平成 16 年 1 月 1 日	「新潟市歴史博物館」及び「旧新潟税関庁舎等」を指定管理者として管理運営。
平成 16 年 3 月 27 日	「新潟市歴史博物館」オープン。
平成 18 年 3 月 31 日	「新潟市民プラザ」の受託管理終了。
平成 18 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市歴史博物館」及び「旧新潟税関庁舎等」を指定管理者として管理運営。 「新潟市民芸術文化会館」及び「新潟市音楽文化会館」を指定管理者として管理運営。
平成 21 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市民芸術文化会館」及び「新潟市音楽文化会館」を指定管理者として管理運営。
平成 23 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市歴史博物館」及び「旧新潟税関庁舎等」を指定管理者として管理運営。 「新潟市文化財旧小澤家住宅」を指定管理者として管理運営。
平成 24 年 4 月 1 日	新潟県知事より認定を受け、「公益財団法人 新潟市芸術文化振興財団」へ移行。
平成 26 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市民芸術文化会館」及び「新潟市音楽文化会館」を指定管理者として管理運営。
平成 27 年 4 月 1 日	「新潟県民会館」を指定管理者として管理運営。
平成 28 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等」及び「新潟市文化財旧小澤家住宅」を指定管理者として管理運営。

平成 28 年 9 月 26 日	「アーツカウンシル新潟」を事務局内に設立・運営。
平成 30 年 4 月 1 日	引き続き「新潟県民会館」を指定管理者として管理運営。
平成 31 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市民芸術文化会館」及び「新潟市音楽文化会館」を指定管理者として管理運営。
	基本財産 1 億円を取り崩し、文化振興基金に積立。
令和 2 年 6 月 25 日	事務局を西堀六番館ビルに移転。
令和 3 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等」及び「新潟市文化財旧小澤家住宅」を指定管理者として管理運営。
令和 5 年 4 月 1 日	引き続き「新潟県民会館」を指定管理者として管理運営。
令和 6 年 4 月 1 日	引き続き「新潟市民芸術文化会館」及び「新潟市音楽文化会館」を指定管理者として管理運営。
令和 7 年 7 月 1 日	事務局を市役所前ビルに移転。